

議案第 37 号

(仮称) 新郷土資料館建設工事請負契約の変更契約について

上記の議案を提出する。

平成 26 年 6 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

工事期間中の労務単価等の変動に伴い、契約金額の変更が必要となったため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 8 号）第 2 条の規定により、議決を求める。

(仮称) 新郷土資料館建設工事請負契約の変更契約

平成 25 年 6 月 14 日議決、(仮称) 新郷土資料館建設工事請負契約について、下記のとおり契約を変更する。

記

契約金額「金 866,250,000 円」を「金 874,913,607 円」に改める。